

令和5年度第5回府中市行政不服審査会 議事録

1 日 時

令和6年2月20日（火）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場 所

府中市役所おもや内

3 出席者

(1) 委員

上原 敏夫、大藏 隆子（会長）、佐藤 彰子、滝沢 昌彦、藤井 秀男

(2) 事務局（総務管理部法制文書課）

小林 一敦（法制文書課コンプライアンス等推進担当主幹）、伊藤 慎一郎（法制文書課長補佐兼コンプライアンス等推進担当副主幹）、川越 雄二郎（コンプライアンス等推進担当主査）

(3) 関係職員

ア 市民協働推進部広聴相談課

平野 妙子（広聴相談課長）、小川 敬義（広聴担当主査）

イ 福祉保健部生活福祉課

小森 孝生（福祉保健部次長兼生活福祉課長）、中村 紗也（生活保護担当主査）、金子 知弘

ウ まちづくり拠点整備推進本部

日原 治人（まちづくり拠点整備推進本部長兼分倍河原駅周辺整備担当主幹）、川村 昂史（分倍河原駅周辺整備担当主査）、賀戸 史基（分倍河原駅周辺整備担当主査）

4 資 料

諮問書、審査請求書その他の審査請求人が提出した書類、審査請求に係る処分についての担当課の考えに関する書類、関係法令及び参考資料

5 内 容

(1) 開 会

事務局から開会の挨拶及び委員の出席状況の確認をした。

会長の進行により、府中市情報公開条例（以下「条例」という。）第32条第1項第2号及び第3号に基づき非公開とすること及び議事録は要点筆記とすることを決定した。

(2) 議 題

ア 令和5年10月4日付諮問書（5府総法第94号）に係る事項

答申案の内容について審議を行い、大きな修正点はないこと、また、細かな表現については会長に一任することを全会一致で決定した。

イ 令和5年10月4日付諮問書（5府総法第95号）に係る事項

答申案の内容について審議を行い、大きな修正点はないこと、また、細かな表現については会長に一任することを全会一致で決定した。

ウ 令和5年10月16日付諮問書（5府総法第104号）に係る事項

答申案の内容について審議を行い、大きな修正点はないこと、また、細かな表現については会長に一任することを全会一致で決定した。

エ 令和6年2月5日付諮問書（5府総法第150号）に係る諮問事項

事務局から事案の概要及び資料の説明を行い、条例第24条第4項に基づき関係職員に対し調査を行うことを全会一致で決定した。

会長が、審査請求書等の内容を基に今回の論点を整理し、審議の進め方について整理を行った後、委員間において本件処分の当否について検討・議論を行った。

会長が各委員に答申書の作成手順について確認した上で審議を終了した。

オ 令和6年1月17日付諮問書（5府総法第139号）に係る諮問事項

事務局から事案の概要及び資料の説明を行い、①条例第24条第4項に基づき関係職員に対し調査を行うこと、②審査請求人から申立てのあった口頭意見陳述については実施しないことをそれぞれ全会一致で決定した。

会長が、審査請求書等の内容を基に今回の論点を整理し、審議の進め方について整理を行った後、委員間において本件処分の当否について検討・議論を行った。

会長が各委員に答申書の作成手順について確認した上で審議を終了した。

カ 令和6年1月24日付諮問書（5府総法第143号）に係る諮問事項

事務局から事案の概要及び資料の説明を行い、行政不服審査法第74条に基づき関係職員に対し調査を行うことを全会一致で決定した。

会長が、審査請求書等の内容を基に今回の論点を整理し、審議の進め方について整理を行った後、委員間において本件処分の当否について検討・議論を行った。

会長が各委員に答申書の作成手順について確認した上で審議を終了した。

(3) 閉 会

事務局が事務連絡を行い、会長の挨拶により閉会した。